



2022年4月19日

各 位

会社名 株式会社ゼットン
代表者名 代表取締役社長 鈴木 伸典
(コード番号:3057 名証ネクスト市場)
問い合わせ先 財務経理部長 森 充
電話番号 03-6416-4820(代表)

定款の一部変更(事業目的の追加及び 決算期(事業年度の末日)の変更)に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年5月25日開催予定の第27回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、事業目的の追加及び決算期(事業年度の末日)の変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加

今後の事業内容の多角化・新規事業への進出に備えるため、事業目的を追加するとともに、これに伴う条数等の変更を行うものであります。

(2) 決算期(事業年度の末日)の変更

当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年としておりますが、事業運営の効率化を図ることで、経営情報の適時適切な開示による経営の透明性に、より一層繋がるものと考え、当社の事業年度を毎年2月1日から翌年1月末日までに変更を行うものであります。

(決算変更の内容)

現在 : 毎年2月末日

変更後 : 毎年1月31日

なお、決算期変更の経過期間となる第28期は、2022年3月1日から2023年1月31日までとなる予定です。

2. 今後の見通し

2023年2月期の通期連結業績見通しにつきましては、2022年4月13日付け「2022年2月期 決算短信[日本基準](連結)」にて公表のとおりですが、見通しの変更が発生した場合は、速やかに公表いたします。

3. 定款の一部変更の内容

事業目的の追加及び決算期(事業年度の末日)の変更に伴い、現行定款に所要の変更を行うものであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>第1条 (条文省略) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飲食店の経営 2 飲食店の企画、運営に関するコンサルタント業 3 結婚式、披露宴の企画及び運営 4 公共施設の活性化を図るためのコンサルタント業 5 宿泊施設の経営及びそのコンサルタント業 6 テナントの仲介及び斡旋 7 加工食品の販売 8 グラフィックデザイン業 9 工業、商業デザインの設計及びそのコンサルタント業 10 旅行業法に基づく旅行業 11 旅行業法に基づく旅行者代理業 (新設) <p>12 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条～第10条 (条文省略) (定時株主総会の基準日)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>第12条 (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新 設)</p>	<p>第1条 (現行どおり) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飲食店の経営 2 飲食店の企画、運営に関するコンサルタント業 3 結婚式、披露宴の企画及び運営 4 公共施設の活性化を図るためのコンサルタント業 5 宿泊施設の経営及びそのコンサルタント業 6 テナントの仲介及び斡旋 7 加工食品の販売 8 グラフィックデザイン業 9 工業、商業デザインの設計及びそのコンサルタント業 10 旅行業法に基づく旅行業 11 旅行業法に基づく旅行者代理業 12 温泉浴場施設及びサウナ風呂並びに宿泊施設の企画、経営、コンサルタント 13 前各号に付帯する一切の業務 <p>第3条～第10条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月31日とする。</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 (2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して公布する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p>第14条～第39条 (条文省略) (事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。</p> <p>第41条 (条文省略) (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。 (2) 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。 (3) (条文省略)</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>附則第1条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>第14条～第39条 (現行どおり) (事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの1年とする。</p> <p>第41条 (現行どおり) (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。 (2) 当社の中間配当の基準日は、毎年7月31日とする。 (3) (現行どおり)</p> <p>第43条 (現行どおり)</p> <p>附則第1条 (現行どおり) (電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第2条 変更前定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第13条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 (2) 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更後定款第13条はなお効力を有する。 (3) 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。 (事業年度及び剰余金の配当の基準日に関する経過措置)</p> <p>第3条 変更後定款第40条の規定にかかわらず、第28期事業年度は、2022年3月1日から2023年1月31日までとする。 (2) 変更後定款第42条第2項の規定にかかわらず、第28期事業年度の中間配当の基準日は2022年8月31日とする。 (3) 本条は、2023年1月31日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</p>

4. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 2022年5月25日(水)

定款変更の効力発生日(予定) 2022年5月25日(水)

以上